

安全データシート

作成：2009年11月1日

改正：2020年8月11日

1. 製品及び会社情報

製品名（化学名、商品名等）：TAMAPURE-AA-10 塩酸 20%
TAMAPURE-AA-100 塩酸 20%

会社情報： 多摩化学工業株式会社

住 所：神奈川県川崎市川崎区東田町6番地1

担当部門：本社 営業部

電話番号：044-200-1701 FAX 番号：044-200-1707 E-mail：sales@tama-chem.co.jp

緊急連絡先：本社 営業部 電話番号：044-200-1701

整理番号：TAMA-UAR002-01-3

2. 危険有害性の要約

1) GHS 分類

物理化学的危険性：	自然発火性液体	区分に該当しない
	自己発熱性物質及び混合物	区分に該当しない
健康に対する有害性：	急性毒性（経口）	区分3
	急性毒性（経皮）	区分に該当しない
	急性毒性（吸入：粉塵、ミスト）	区分2
	皮膚腐食性／刺激性	区分1A - 1C
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：区分1 皮膚感作性：区分に該当しない
	発がん性	区分に該当しない
	標的臓器／全身毒性－単回曝露	区分1（呼吸器系）
	標的臓器／全身毒性－反復曝露	区分1（歯・呼吸器系）
環境に対する有害性：	水生環境有害性 短期（急性）	区分2
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分に該当しない

上記で記載のない項目は「分類できない」又は「分類対象外」

2) GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル：



注意喚起語：	危険
危険有害性情報：	飲み込むと有毒 吸入すると生命に危険 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷 吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ 呼吸器系の障害 長期または反復曝露による歯、呼吸器系の障害 水生生物に毒性

注意書き：

【安全対策】 使用前に取扱説明書を入手し、安全注意を読み、危険性を十分理解した後、安全対策を施し、取り扱うこと。

この製品を使用する時に、飲食、喫煙等しないこと。
 指定された保護具（保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面、防毒保護マスク）を着用すること。
 換気設備のある場所または換気のよい場所で使用すること。
 ガス、ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。
 取扱後は手をよく洗うこと。
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
 環境への放出を避けること。

- 【応急処置】** 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡すること。
 飲み込んだ場合、口をすすぎ、無理に吐かせず、直ちに医師に連絡すること。
 眼に入った場合、直ちに流水で十分に洗浄を行うこと。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡すること。
 皮膚、毛髪等に付着した場合、直ちに汚染された衣類を全て脱ぎ捨て、十分に流水、シャワー等で洗い流し、石鹸で洗うこと。
 汚染した衣類を再使用する場合、よく洗浄し薬品すべてを取り除いてから使用すること。
 曝露又は曝露が懸念される場合、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
 使用時、使用後に気分が悪くなったときは、医師の診断を受け必要な処置を受けること。
- 【保管】** 施錠して保管すること。
 容器を密閉し、換気のよい場所で保管すること。
 可燃性物質、アルカリ、金属、還元剤、酸化剤とは隔離すること。
- 【廃棄】** 都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄すること。

国／地域情報：医薬用外 劇物

3.組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別：	単一製品
化学名又は一般名：	塩酸
化学特性（化学式等）：	HCl
CAS 番号：	No.7647-01-0
濃度又は濃度範囲（含有量）：	20%
官報公示整理番号（化審法、安衛法）：	化審法公示番号 1-215
GHS分類に寄与する不純物及び安定化添加物：	なし

4.応急措置

吸入した場合：	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させ直ちに医師に連絡する。 呼吸が止まっている場合は、衣類を緩め呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。 呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。 呼吸が弱い場合は、人工呼吸を行う。体を毛布などで覆い、保温して安静を保つ。
皮膚に付着した場合：	直ちに汚染された衣類、靴等を取り除き、製品に触れた部分を流水で十分に洗い流す。外観に変化が見られたり、痛みが続いたりする場合は、直ちに医師に連絡する。
目に入った場合：	直ちに流水で十分に洗浄を行う。 コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続け、直ちに医師に連絡する。 洗眼の際、瞼を指で良く開いて、眼球と瞼の隅々にまで水が良く行き渡るように洗浄する。この製品が眼に入った場合、寸秒でも早く洗浄を始め、入った製品を完全に洗い流す必要が有る。洗浄を始めるのが遅れたり、不十分だと眼に障害を生じたり、失明に至る恐れがある。
飲み込んだ場合：	口をすすぎ、無理に吐かせない。

直ちに医師に連絡する。
被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。
応急処置をする者の保護： 救助者は、状況に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤： 当液自体は不燃性。周辺火災に適切な消火剤を使用する。
使ってはならない消火剤： 情報なし
火災時の特有の危険有害性： 加熱により塩化水素ガスが発生する。
加熱により容器が爆発するおそれがある。
特有の消火方法： 可能であれば、容器を火から遠ざける。
移動不可能な場合は、容器に散水し冷却する。
消火を行う者の保護： 消火活動は風上から行い、適切な呼吸保護具、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項： 屋内の場合、処理が終わるまで十分に換気を行う。
漏出した場所の周辺に、ロープを張る等して関係者以外の立ち入りを禁止する。
風上から作業し、風下の人を避難させる。
保護具及び救急時措置： 作業の際には適切な保護具を着用し、飛沫等が皮膚に付着したり、ガスを吸収したりしないようにする。
環境に対する注意事項： 流出した製品や処理液等が直接河川等に排出され、環境への影響を起ささないようにする。
封じ込め及び浄化の方法・機材： 漏出した液が少量の場合、漏れ出した液は土砂等に吸着させて取り除くか、又はある程度まで水で徐々に希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和し、多量の水を用いて洗い流す。
漏出した液が多量の場合、漏れ出した液は土砂等でその流れを止め、これに吸着させ取り除くか、又は安全な場所に導き、遠くから徐々に注水してある程度希釈した後、消石灰、ソーダ灰等で中和させた後、多量の水で洗い流す。発生したガスは霧状の水を噴霧し吸収させる。
回収品はメーカー又は産業廃棄物業者に処理を委託するか「13. 廃棄上の注意」の項を参照にして責任を持って処理処分する。
二次災害の防止策： 火気厳禁。

7. 取扱い及び保管上の注意

1) 取扱い

技術的対策： 火気厳禁。金属類との接触を避ける。
保護具を着用し、皮膚、粘膜等身体や着衣に触れたり、眼に入らないようにする。
取扱い場所の近くに、緊急時に洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
漏れ、溢れ、飛散しないようにする。
飛散したガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸い込まないようにする。
取扱いの都度、容器を密閉する。
容器を開く前に、内圧を除く。
取扱い場所には、関係者以外立ち入りを禁止する。
休憩場所には、手洗い、洗顔等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗う。
休憩場所には、手袋等の汚染された保護具を持ち込んではいならない。
指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。
局所排気・全体換気： 取扱いは局所排気設備のある場所で行う。
注意事項： 容器を転倒させる、落下させる、衝撃を加える又は引き摺る等の乱暴な取扱いをしてはならない。
安全取扱注意事項： 混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）との接触を避ける。

2) 保管

適切な保管条件：	風通しを良くし、蒸気が滞留しないようにする。 直射日光が当たらないようにする。 冷暗所に密栓保管する。 混触危険物（「10. 安定性及び反応性」を参照）と一緒に保管しない。 施設場所に保管する。
安全な容器包装材料：	ポリエチレン等

8. 曝露防止及び保護措置

1) 設備対策	取扱いは局所排気設備のある場所で行う。 貯蔵ないし取扱い場所の近くに洗眼及び身体洗浄を行うための設備を設置する。
2) 管理濃度：	未設定
3) 許容濃度：	日本産業衛生学会（2008年版） 5ppm (7.5mg/m ³) 最大許容濃度 ACGIH（2009年版） STEL 2ppm 上限値
4) 保護具：	
呼吸用保護具：	酸性ガス用防毒マスク
手の保護具：	不浸透性保護手袋
目の保護具：	顔面シールド又はゴーグル型保護メガネ
皮膚及び身体の保護具：	作業衣、耐薬品性前掛け等
5) 適切な衛生対策：	取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状态、形状、色等）：	無色透明液体
臭い（臭いの閾値）：	刺激臭
pH：	0.10 (1.0N)、1.10 (0.1N)
融点／凝固点：	-62.25°C (20.69%)
沸点、初留点と沸騰範囲：	108.58°C (20.22%)
引火点：	不燃性
蒸気密度：	HCl として 1.3 (空気=1)
比重（相対密度）：	1.1 (20°C、20%)
溶解性：	HCl として 67g/100ml 水 (30°C)
オクタノール／水分配係数：	LogPow 0.25 (計算値)
その他のデータ：	酸化性を有する

10. 安定性及び反応性

安定性：	常態では安定。加熱により塩化水素ガスを発生する。
危険有害反応可能性：	強酸であり、アルカリと激しく反応して発熱し、腐食性を示す。 酸化剤と激しく反応して塩素ガスを発生する。 コンクリートを腐食する。 金属を侵して水素ガスを発生し、その水素が空気と混合して爆発の危険性がある。
避けるべき条件：	熱、光
混触危険物質：	可燃性物質、アルカリ、金属、還元剤、酸化剤
危険有害な分解生成物：	塩化水素、塩素、水素

11. 有害性情報

急性毒性（経口）：	ラット LD50 = 238~277 mg/kg、700 mg/kg (SIDS (2002))
（経皮）：	ウサギ LD50 > 5010 mg/kg (SIDS (2002))
（吸入：粉塵、ミスト）：	エアゾールのデータ、ラット LC50 = 1.68 mg/L/1h (SIDS (2002))。

皮膚腐食性／刺激性：	ウサギを用いた皮膚刺激性試験で、1～4時間曝露により濃度次第で腐食性が認められている (SIDS (2002)) マウスあるいはラットに5～30分曝露により刺激性および皮膚の変色を伴う潰瘍が起きている (SIDS (2002)) ヒトでも軽度～重度の刺激性、潰瘍や熱傷を起こした報告がある (SIDS (2002))。
眼に対する重篤な損傷／刺激性：	ウサギを含め複数の動物試験の結果、眼に対する重度の刺激または損傷性、腐食性を示すとの記述がある (SIDS(2002)) ヒトにおいても永続的な損傷や失明のおそれ記載されている (SIDS(2002))
呼吸器感受性／皮膚感受性：	呼吸器感受性：日本職業・環境アレルギー学会特設委員会にて作成された職業性アレルギーの感受性化学物質の一つとしてリストアップされている。なお、ヒトで塩化水素を含む清掃剤に曝露後気管支痙攣を起こし、1年後になお僅かの刺激により喘息様症状を呈したとの報告がある (ACGIH (2003))。 皮膚感受性：モルモットの Maximization Test およびマウスの Ear Swelling Test での陰性結果 (SIDS (2002)) に加え、15人のヒトに感作誘導後10～14日に適用した試験において陽性反応を示さなかったとの報告 (SIDS (2002))。
生殖細胞変異原性：	ショウジョウバエを用いた伴性劣性致死試験での陽性結果を除き、in vivo 試験のデータは見当たらない。また、一部の in vitro 変異原性試験で陽性結果が得られているが、ヒト生殖細胞の突然変異誘発の根拠とするには不十分である。
発がん性：	IARCによる Group 3 (1992年)、ACGIHによる A4 (2003年)
生殖毒性：	データはすべてラットまたはマウスの妊娠中に投与した試験であり、児動物の発生に及ぼす悪影響は認められていない。しかし、親動物の交配あるいは妊娠前投与による性機能または生殖能に対する影響については不明である。
特定標的臓器/全身毒性/単回曝露：	ヒトで吸入曝露により呼吸困難、喉頭炎、気管支炎、気管支収縮、肺炎などの症状を呈し、上気道の浮腫、炎症、壊死、肺水腫が報告されている。(DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001)、IARC 54 (1992)、ACGIH (2003))。また、動物試験では粘膜壊死を伴う気管支炎、肺の浮腫、出血、血栓など、肺や気管支に形態的傷害を伴う毒性影響がガイドランス値の区分1の範囲で認められている (ACGIH (2003)、SIDS (2002))。
特定標的臓器/全身毒性/反復曝露：	ヒトで反復曝露を受け侵食による歯の損傷を訴える報告が複数あり (SIDS (2002)、EHC 21 (1982)、DFGOTvol.6 (1994)、PATTY (5th, 2001))、さらに慢性気管支炎の発生頻度増加も報告されている (DFGOTvol.6 (1994))。

12.環境影響情報

生態毒性：	
魚毒性	塩化水素として 甲殻類 (オオミジンコ) の48時間 EC50 = 0.492mg/L (SIDS, 2005)
残留性／分解性：	データなし
生体蓄積性：	データなし
土壌中の移動性：	データなし

13.廃棄上の注意

都道府県の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託し廃棄する。
 大気及び水質を汚染する物質であり、環境への放出は除害化して行う。
 水希釈後、徐々に消石灰、苛性ソーダ等のアルカリ剤を加え中和し、大量の水で希釈する。中和の際、発熱し酸が飛散することがあるので注意する。
 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14.輸送上の注意

1) 国際規制

国連分類： クラス 8 (腐食性物質)
 国連番号： 1789
 品名 (国連輸送品名)： 塩酸
 容器等級： II
 海洋汚染物質： 該当

2) 国内規制： 「15. 適用法令」を参照

3) 輸送の特定の安全対策及び条件： 直射日光を避け、漏洩がないことを確認する。
 混触危険物 (「10. 安定性及び反応性」を参照) との混載はしない。
 転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実にを行う。

15.適用法令

労働安全衛生法： 労働安全衛生規則第 326 条 腐食性液体
 法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (98 塩化水素)
 特定化学物質等障害予防規則第 2 条第 1 項第 6 号 特定化学物質第 3 類物質
 毒物及び劇物取締法： 指定令第 2 条 劇物
 麻薬及び向精神薬取締法： 法別表第 4 (9)、指定令第 4 条 麻薬向精神薬原料
 船舶安全法： 危規則第 3 条危険物告示別表第 1 腐食性物質
 港則法： 法第 21 条 2、則第 12 条、昭和 54 告示 547 別表二ロ 危険物・腐食性物質
 航空法： 施行規則第 194 条危険物告示別表第 1 腐食性物質
 海洋汚染防止法： 施行令別表第 1 有害液体物質 (Z 類物質)
 大気汚染防止法： 法第 17 条第 1 項、政令第 10 条 特定物質
 法第 2 条第 1 項 3、政令第 1 条 排出規制物質 (有害物質)
 外国為替及び外国貿易法： 輸入貿易管理令第 4 条第 1 項第 3 号
 輸出貿易管理令別表第 2 (輸出の承認) (21 の 3 - (九) 塩化水素の水溶液)
 労働基準法： 法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条・別表第 1 の 2 第 4 号 1・昭 53 労告 36 号)
 疾病化学物質 (塩酸 (塩化水素を含む))
 PRTR 法： 非該当

16.その他の情報

引用文献

- 1) 『14504 の化学商品』化学工業日報社 (2004)
- 2) 『産業中毒便覧』医歯薬出版(株)
- 3) 『国際化学物質安全性カード』国立医薬品食品衛生研究所
- 4) 『化学物質安全情報提供システム-KIS-NET-』神奈川県環境科学センター
- 5) 『ez CRIC 化学品かんたん法規制チェック Web』日本ケミカルデータベース(株)
- 6) 『GHS モデル MSDS』安全衛生情報センター (中央労働災害防止協会)
- 7) 『HSDB(Hazardous Substances Data Bank)』米国国立医学図書館
- 8) 『危険物防災救急要覧』神戸海難防止研究会 (1999)
- 9) 『化学防災指針集成』日本化学会編 丸善 (1996)
- 10) GHS 分類結果 (製品評価技術基盤機構)

その他注意事項

- 1) 本 SDS 記載のうち、物理化学的性質などの値は、保証値では有りません。
- 2) 注意事項等は通常的な取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合はその点ご配慮をお願いします。
- 3) 危険物有害性報告等の評価は、十分とはいえませんので取り扱いには十分に注意してください。